

第20号議案

「第21回体育授業研究会 東京大会」の後援名義使用承認について

上記の議案を提出する。

平成29年5月11日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 後援 名義使用申請書

平成29年4月27日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 体育授業研究会

住所 (所在地) 〒184-8501 小金井市貫井北町4-1-1

東京学芸大学 鈴木聡研究室

代表者名

(ふりがな) いわた やすし

岩田 靖

代表者連絡先 〒112-0002 文京区小石川4-2-1

(事務担当者) 東京学芸大学附属竹早小学校 佐藤洋平

TEL 03 (3816) 8943

FAX 03 (3816) 8945

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	第21回体育授業研究会 東京大会	
実施期間	平成29年8月 9日(水) から 平成29年8月 11日(金) まで (3日間)	
実施場所	東京学芸大学附属竹早小学校及び中学校	
事業内容	目的※	新指導要領の趣旨を理解しながら、小中接続を中心の視点として、研究者、実践者がその立場にとらわれずに研究・研鑽を図ることを目的とする。その成果を文京区小学校教育研究会体育部を中心に発表し、児童・生徒によい体育授業を提供していく。
	内容	講演・シンポジウム・ワールドカフェ・ワークショップ
	対象者	都内外の小学校、中学校及び高等学校教諭 教員養成系大学学生、大学院生及び教員 (参加予定人員300人)
	参加費	会員4000円 一般5000円 学生3000円
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	東京都教育委員会 (申請中)	
備考	申請が通りましたら、文京区立教員の参加費は、非会員であって4000円にしたいと考えています。	
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに 同意する		

第21回体育授業研究会 東京大会 開催要項

1 目的

- あらゆる主義主張を越え、研究者、実践者がその立場にとらわれずに参加することができる本研究会の第21回東京大会を開催する。
- 本研究会のこれまでの研究成果をふまえ、テーマ「よい体育授業を再考する」を基に、「新学習指導要領と小中接続」について全国の実践を持ち寄り、様々な立場や考え方から検討する。

2 大会概要

- (1) 大会名 第21回 体育授業研究会 東京大会
- (2) 大会期日 平成29年8月9日(水)～11日(金)
- (3) 会場 東京学芸大学附属竹早小学校 中学校 他

3 大会テーマとサブテーマ

『よい体育授業を再考する—新学習指導要領と小中接続』

4 研究企画

・8月9日(水)

- 13:10-13:50 I. 特別講演「新学習指導要領と小中接続」
講師：近藤 智靖 先生（日本体育大学）
- 13:50-14:00 II. 本研究大会の趣旨説明
須甲 理生（日本女子体育大学）
- 14:00-14:45 III. シンポジウム「新学習指導要領下の体育授業の展開—小中接続を中心に—」
報告1. 三田部勇先生（筑波大学）
報告2. 鈴木 美江 先生（埼玉県幸手市立八代小学校）
報告3. 土屋 太志 先生（練馬区立上石神井中学校）
- 14:45-15:00 休憩
- 15:00-16:20 シンポジストとフロアとの意見交換

・8月10日(木)

- 9:00-12:30 体育授業における単元計画づくりを中心としたワールドカフェ
- 13:30-16:30 実技ワークショップ（参加者は、75分×2回で①～⑥までを選択）
 - ①体づくり運動
 - ②表現・創作ダンス
 - ③ゴール型
 - ④マット運動
 - ⑤陸上
 - ⑥ネット型

体育授業研究会会則

1997年 8月 11日
2000年 8月 6日
体育授業研究会総会 改正
2003年 8月 9日
総会 改正
2004年 3月
理事会承認
2013年 8月 総会 改正

第1章 総則

第1条 本会は、体育授業研究会と称する。

第2条 本会は、体育の授業に関する科学的、実践的研究を促進し、体育授業の実践と体育授業に関する諸科学の発展をはかることを目的とする。

第2章 事業

第3条 本会は、第2条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

- (1)研究大会の開催
- (2)研究会、講演会、実技研究会、授業観察会などの開催
- (3)機関誌「体育授業研究」、会員名簿の刊行ならびにその他の出版
- (4)会員の研究に資する情報の収集と紹介
- (5)研究の実践的、学際的交流
- (6)その他本会の目的に資する事業

第4条 研究大会は、原則として毎年1回以上行う。

第3章 会員

第5条 会員の種別は、つぎの通りとする。

- (1)正会員：体育授業の実践者及び研究者で、正会員に推薦された個人。
- (2)学生会員：体育授業の研究を行う学生で、正会員に推薦された個人。
- (3)賛助会員：本会の目的に賛同する団体及び個人で、理事会により承認されたもの。

第6条 会員はつぎの会費を納入しなければならない。

- (1)正会員：年額 5000 円

(2)学生会員：年額 3000 円

(3)賛助会員：年額 1 口（2 万円）以上

第7条 会員になろうとするものは、つぎの手続きをとるものとする。

(1)正会員、学生会員：事務局に会費を添えて所定の入会申込書を提出する。

(2)賛助会員：事務局に、所定の入会申込書を提出する。

第8条 会員は、本会の機関誌その他の実践、研究情報に関する刊行物などの配布を受けることができる。

第9条 会員で3カ年会費を納入しない者は、退会したものとみなす。

第4章 役員

第10条 本会につぎの役員をおく。

- (1)会長 1名
- (2)理事長 1名
- (3)理事
- (4)事務局長 1名
- (5)監事 2名

第11条 本会の理事は、別に定める理事選挙規定に基づき選出するものとする。

第12条 会長、事務局長及び監事は、理事会がこれを指名する。

第13条 本会の役員は、つぎの任にあたる。

- (1)会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2)理事長は、会長を補佐し、会務を処理し、本会運営の責にあたる。

体育授業研究会・理事選挙規定

2000年8月6日

2001年8月7日

体育授業研究会総会 承認

(本規定の目的)

1. 会則10条に定める役員の選出を円滑なものとするため本規定を制定する。

(選挙の時期)

2. 現職役員の残任任期が1年未満となった日からその年度の総会までの間の然るべき時期に行う。

(選挙管理委員会)

3. 理事長は、理事会の議を経て、委員長(1名)および委員(若干名)を委嘱し、選挙管理委員会(以下選管委)を構成する。選管委は、選挙に関する事務処理を行う。

4. 選管委委員長は、選管委を代表し、その業務を統括する。委員長に事故あるときは、理事長が委員の中から委員長代行を指名しその任に当たらせる。

(選挙権、被選挙権)

5. 選挙権は、選挙公示日の前月の事務局会議の時点において本会正会員であると認められた者に対して付与される。

6. 被選挙権は、選挙公示日の前年度において正会員であり、かつ、選挙公示日まで継続して正会員である者に対して付与される。

(役員候補者の選挙)

7. 選管委は、選挙公示と同時に、選挙要領と投票用紙を選挙人に送付する。選挙人は原則として郵送により、投票する。

8. 選管委は、投票結果を得票順に一覧とし、理事長に報告する。

9. 理事会は、選挙結果に基づき、会員総数に対する比・得票数・同点者数を考慮の

上、次期理事候補者15名を選出し、会長に報告する。

(次期役員承認、および次期理事長の選出)

10. 会長は、選挙結果、および理事会の経緯を総会に報告し、総会の承認を得た者が、次期理事として承認される。

11. 次期理事は総会による承認のあと、速やかに会合(新役員の会)を持ち、互選により次期理事長(1名)を選出し、総会に報告する。

(会長、理事、監事の選出)

12. 次期理事長は、総会において、次期会長(1名)および次期理事、監事を選出する。この際、新役員の会による同意が得られた場合、次期理事長は、会長以下の役員候補者を提案することができる。

(理事の選出)

13. 上記第10項において次期役員とされた者のうち、第11、および12項に定める任に当たらない者は、すべて理事として会務に当たる(選挙選出理事)。

14. 会長は、総会の委任が得られた場合、正会員の中から、新たに理事候補者若干名を推薦し、理事会の承認が得られた場合、理事として本会役員に加えることができる(会長推薦理事)。会長推薦理事の任期および身分は、原則として選挙選出理事と同様にする。

(附則)

15. 本規定は、平成25年9月1日より施行する。